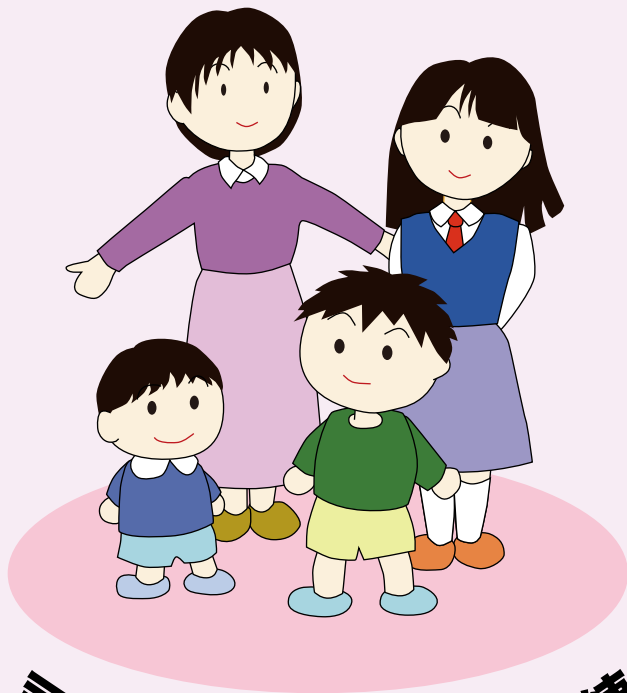


犯罪から子どもを守る



司法面接法の開発と訓練

News Letter

Vol.5

2011.3.

独立行政法人 科学技術振興機構
・社会技術研究開発センター

研究開発プログラム

「犯罪からの子どもの安全」

研究開発プロジェクト

「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」

司法面接研修

2010 年度 道内児童相談所 司法面接研修 第1クール

研修に参加して

児童相談所における性的虐待対応への試行的取組み

司法面接 Q & A

児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修

フォローアップ研修を終えて

被害確認面接研修後の業務における変化

研修後の業務における変化

面接目的は「子どもの安全確保、再被害の阻止

被害確認面接研修を受けてみた

ソルトレイク郡子ども司法センター「司法面接トレーニング研修」

米国における青少年更生治療施設の現状

司法面接定例研究会

性暴力救援センター・大阪における性虐待被害例の検討 加藤治子先生

相談支援の実際とネットワークのあり方 長島 香先生

カレンダー



司法面接研修

司法面接研修

2010 年度 道内児童相談所 司法面接研修 第 1 クール



2009 年度に引き続き、2010 年度も、基礎研修 2 日（12 時間）、中級研修 2 日（12 時間）の計 4 日間の研修を 2 回実施しました（それぞれをクールとよびます）。道内の 24 時間研修では、2008 年度 1クール、2009 年度 2 クール、2010 年度 2 クールの 5 回の研修の中で、計 55 名の専門家が研修に参加したことになります。本年度の第 1 クール研修は 10 月と 11 月に実施され、心理判定員を中心とする計 12 名（道内児童相談所職員計 10 名、道外児童相談所職員 1 名、日本子ども家庭総合研究所職員 1 名）が参加しました。

道内研修とは別に、道外の専門家を対象とした日本子ども家庭総合研究所と共催で実施している「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」では、山本恒雄先生（日本子ども家庭総合研究所）、丸山恭子先生（カウンセリングルームまるやま）、仲真紀子の 3 名が講師となり、ロールプレイや面接の振り返りでそれぞれがスーパーバイズを行う、振り返りに重点を置いたプロ

グラムを展開してきました。このように、様々な研修を実施していく中で、研修プログラムでは、面接の振り返りがとても重要で、効果的であることを強く感じるようになりました。道内研修でも今年度より、面接の振り返りにおいて、スーパーバイザーを仲他に、小山和利先生（北海道北見児童相談所）、二口之則先生（北海道中央児童相談所）の 3 人体制に発展させました。小山先生・二口先生には、子ども総研との研修の振り返りを視察していただき、道内研修での振り返りの方法について検討していただきました。道内研修では、これまで協力者であるお子様にキャンパスに来ていただいて面接を行ったり、会話分析など特徴的なプログラムを実施してきました。これに振り返りの強化を加え、さらに充実したプログラムへと発展させるべく努力しています。ニューズレター本号では、2010 年度第 1 クールに参加された研修者の方々に、研修に参加してのご感想をいただきました。



研修参加者

研修に参加して

司法面接という言葉を知った私にとっては、本研修の内容は戸惑いが多いものでした。それと同時に、この面接技法は、日常生活の中で一般的に是とされている面接方法と正反対であり、これを習得するためには、複数の角度からのインプットが必要だと感じたところです。

図らずも、研修の 1 回目と 2 回目の間に、当所において司法面接が必要なケースが発生したのですが、既に研修を受講し実践していたスタッフの面接を見る機会に恵まれていた私は、よりリアルなイメージを持って臨むことができました。この経験から、基礎的な知識を得るための研修受講や、定型的な言い回し・態度等についての十分な練習の必要性はもちろんですが、バックスタッフとして実際の面接場



研修参加者

児童相談所における性的虐待対応への試行的取組み



性的虐待は、身体的外傷や衣服の汚れ等の虐待行為が目に見えないため、周囲が気付きにくく、発見が遅れてしまう場合があります。厚生労働省の児童虐待相談件数に占める性的虐待の割合は概ね 3%と、他の虐待種別に比べて極めて少ない件数ですが、この数字の陰には多くの被害児童が潜在していると思われます。

事実確認の難しさが性的虐待の特徴ですが、それだけに、対応する児童相談所側にも高度な専門性が求められており、できるだけ正確かつ客観的に虐待事実を把握するということが、子どもの

北海道室蘭児童相談所 平井 直子

面をなるべく多く見るということも重要なことの 1 つであると感じました。

更に、この実践により、子どもの記憶が定かでない部分もある中で、本当にあったことを聞き出し、それが本当にあったことなのかを判断していくことの難しさという課題にも触れたところです。

今後、子どもの一生を考えると、困難を乗り越えていけるための何か、少しでも生きやすくなるべく方法さえも見いだしていくためのヒントを、この司法面接の中から探しつつ活用していきたいと思っています。



安全を守ることに繋がります。そのため、このスキルの習得が近年における児童相談所の課題の一つではないかと思っています。

当所においても、今年度は性的虐待事案が多く、女兒に限らず男児も深刻な被害に遭っており、こうした虐待事実の確認の手法として、このたび受講した司法面接の必要性を実感しているところです。面接技術の習得や向上は、実際に活用することに尽き、試行的に取り組み始めたばかりですが、今後、性的虐待については法的立場を踏まえた慎重な対応が要請されることを考慮すると、研修で学んだ司法面接の考え方は、これからの児童相談所にとって有用であり、必要なスキルになるものと思われます。



司法面接 Q & A

司法面接 Q & A

北海道大学 司法面接支援室 仲 真紀子

司法面接 Q & A

ここでは、研修や問い合わせ等で質問されることの多いことからについて仲の考えを述べます。どのような問いにも「正解」はなく、最善、あるいは次善の策を選んで行く、ということになります。基本は事実確認における原則（誘導をかけずに、できるだけ正確な情報を得る）に従うことです。そして、やむを得ない場合は、説得力のある理由のもとで、次善の策を取る事にすればよいと思います。

性虐待が疑われる子どもに司法面接を行ったところ、ネグレクトについては報告したが、性虐待については話さなかった。この場合、再度、面接を行うことはできるでしょうか。

原則として、面接は 1 度だけを心がけます。面接を繰り返すと、前の面接で混入した誤情報（面接者のクローズド質問に含まれていた情報や、本人の推測等）が、次の面接で「事実」であるかのように報告されることがあります。また、記憶の汚染とまではいかなくとも、報告の誤りや変遷（前は「屋」と言っていたのに、次は「夕方」になる等）が生じたり、精神的な負担をもたらすこともよく知られています。予想していなかったことが出てこなかったというだけの理由で面接を繰り返すことはよくありません。

しかし、どうしても面接を複数回行わなければならないケースもあるでしょう。たとえば、子どもが話さなくても、次に面接したきょうだいが「この子もされていた」などと言った場合や、子どもが「この間は話せなかったが、ぜひ聞いてほしい」などと言ってきた場合は、新たにそのことについて面接する必要があるかもしれません。

そのような場合は、「同じ」出来事を繰り返し話してもらうのではなく、「以前は話してもらわなかった出来事」について、話してもらうことが重要であるように思います。子どもに、面接を繰り返す理由を告げることも必要でしょう。

なお、オープン質問により、子どもに自発的に話してもらう面接であれば、繰り返しても負の影響は少ないという研究もあります。情報が出る、出ないに関わらず、誘導のかからない面接を目指す事が大切だといえます。

面接の終わりの方で、重要なことが開示された場合、時間を延ばしてでも聞いた方がよいでしょうか。それとも後日改めて面接をする方がよいでしょうか。

子どもはしばしば前に話したことを後で撤回したり（「あれは思い違いだった」「嘘だった」等）、忘れてしまったり、言うことが変わったりします。したがって、子どもに疲れがない場合は、最重要と思われることができたならば、そのときに聞いておく方がよいでしょう。そうすることで情報を逃すことを防げます。これは「聞いておく」ことの利点です。



しかし、「聞かないでおく」ことの利点もあると思います。それは、改めて子どもが話そうとしたときに、以前の面接による汚染がないことです（ただし、面接が繰り返されるだけで迎合し、真偽の判断が難しい情報を出してくる子どももいます）。

どちらが良いのかは、状況や子どもによるでしょう。原則としては、聴く。しかし、難しかったら、深追いしないで別の機会を設ける、ということしかないように思われます。

しかしいずれにしても、性虐待の可能性が強い場合は、「面接の計画」の段階で、「ここまでで何も出てこなかったら、こうい

うかたちで聞いてみよう」と質問をを考えておくことが有用だと思います。面接時間はどうしても長くなりがちです。年齢×5 分という目安のなかで、この時点になったら（誘導せずに）こう聞いてみよう、と計画を立てておくのがよいでしょう。



子どもが「加害が疑われる者」に対し愛着をもっている等で、話をしてくれないことがあります。そのような場合、どうすればよいでしょう。

司法面接は、話す意志がある子どもに、最大限誘導することなく話してもらう方法であり、話しながら子どもに話させることはできません。ただ、いくつかの対処法が考えられます。

・保護できたならば、しばらく時間をおき（子どもが被疑者と離れ、安全が感じられるようになってから）、司法面接を行い、事実確認をする（中立に、たんだんと・・・）。

・子どもが話してくれなかったら、「話してはいけないことがあるか」「話してはいけない理由は何か」「話したらどうなるのか」「話さなかったら、どうなるか」を尋ね、回答を待つ。

・期待する事柄がでてこなくても、子どもの安全が守られているかどうかの確認ができれば、それ良しとする。

・疑いとなった出来事の一部について、詳細を語ることなく、尋ねる（しかし面接者から情報を提供すると、子どもを誘導したことになる、リスクがあります）。

よく、バックスタッフには担当福祉司は入らない方がよい、といわれます。どうしてでしょう。

いくつかの理由を挙げることができます。子どもと担当福祉司の関係性が強く、「この人だけには知られたくない」といった心理が働くことがあります。また、子どもの報告内容により、ケアのあり方が変わるとすれば（たとえば、よりひどい出来事があったとなれば、より厚いケアが提供される等）、その利益のために子どもの報告が変わる可能性があります。そういった危険性があるため、研修では、一般には担当福祉司は入らない方がよいと述べています。

しかし、担当福祉司が入らないと絶対的に人手が足りない、面接の過程で担当福祉司の知識が必要になる可能性がある（面接前には予想できないような、子ども側の事情が語られる可能性があり、担当福祉司に照会する必要がある等）などの理由により、担当福祉司が入るケースもあり得ると思います。

どのようなことでも、理由が明確であり、いろいろな要因を考



慮し、子どもの安全を守るためにはやはりこうした方がよい、という結論になったのであれば、次善の策を取らざるを得ない場合もあると思います。

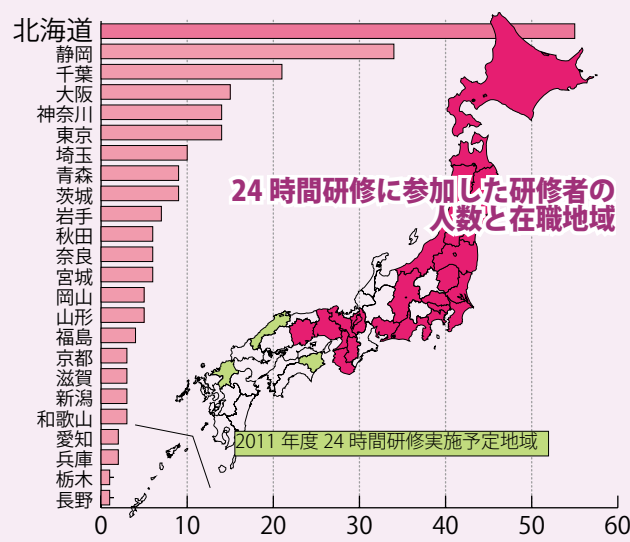
児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修

研修参加者

児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修

2010年1月の奈良会場をはじめに、5月の東京、静岡、8月の東京2回目、そして、2011年1月の東北会場と全国5か所を回り、3日間の「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」を日本子ども家庭総合研究所と共催で実施してきました（ニュースレター第4号3ページ参照）。本研修では、まず、被害確認面接についての24時間のトレーニングが3日間行われました。その後2010年10月に、奈良、東京2回、静岡については、フォローアップ研修を1日実施しました。24時間研修では司法面接の基礎的な知識、技術の習得を目標としており、フォローアップ研修では、トレーニング後、実際に実務で面接を用いる場合についての研修を実施しました。24時間研修には、全国23県から計170名の児童相談所職員が参加しました。24時間研修では、講義、グループワークの他、山本 恒雄（日本子ども家庭総合研究所）、丸山 恭子（カウンセリಂಗールームまるやま）、仲 真紀子（当プロジェクト）が講師となり、ロールプレイや録画した面接の振り返りが行われました。フォローアップ研修では、さらなる講義や事例の振り返りが行われました。

各会場の研修参加者より、研修に参加した感想をいただきました。



奈良研修

フォローアップ研修を終えて

堺市子ども相談所 井上 直子

平成22年1月19日～21日まで研修を受けた後、現場で被害確認面接を数例実施し、平成22年10月15日にフォローアップ研修を受講し現在に至っています。

研修でロールプレイを体験した後、現場で子どもとの面接を行いました。実際場面では次々と想定外のことが起こる連続でした。被害確認という子どもにとっては非常にきびしい状況についての事柄の確認になるのでこちらが思っている以上に子どもの安心、安定した状態は簡単に崩れ、感情の大きな波に襲われたり、乖離と思われる状態に陥いることは面接中に容易に起こりうるものだという印象を持っています。後で面接を見直してみると乖離を起こすスイッチになる言葉があることに気づいたり、もっと周辺情報をきいておけばよかったのではと思うこともたくさんあります。

また、面接者自身が安定した状態で先入観を持たずにいろいろな状況を想定しながら関心を持ってききとすることはなかなか難しく、そのためには、バックスタッフの存在と経験値を積み重ね、振り返っていくことが一番助けになっています。そして、フォローアップ研修で実際面接を経験した上でスーパーバイズしていただいたり、他府県の児童相談所の方と意見交換できたことは大変役にたっていると思っています。また、このような機会があることを望みます。

依然生きにくい過酷な状況に置かれている子どもたちはたくさんいます。少しでも子どもたちの処遇の助けになるようにと思いつながりながら日々過ごしています。



5月東京研修

被害確認面接研修後の業務における変化

茨城県・福祉相談センター 岡野 典子

当所では、5月の東京研修に9名の職員が参加し、被害確認面接ができるメンバーが増え、これまで以上に被害確認面接の活用がされるようになってきました。性的虐待の疑いだけでなく、身体的虐待であっても、子どもから慎重に被害の聴き取りをする必要があると判断されれば実施したこともあります。バックスタッフにも研修を受けたメンバーが入って、面接の計画も一緒に考えるため、面接者の負担感も軽減されているように感じます。

また、これまで子どもから性的被害の話聞くのは心理司の仕事とされる傾向がありましたが、被害確認面接の面接者はその後の心理判定や心理的支援の担当者にならない方がよいとの学びから、5名の福祉司が研修を受け、その後の支援体制が組みやすくなったと言えます。

所内では、まだまだ迷いながら実施している段階ではありますが、子どもは大人の質問によって記憶が変わりやすいということ

を知る人が増えるにしたいが、初期調査の段階や一時保護所で根掘り葉掘り聞かないことが浸透しつつあります。子どものダメージを最小限にするために、性被害に関する詳細な聴き取りはくり返さず、生活面から切り離された場所で行う必要があることも徐々に認識されてきているように思います。

「子どもに何が起こったのか」をできるだけ正確に知ることは、子どもの安全を考える上でも、責任あるケースワークをするためにも基本です。子どもから事実を聴くためには、子どもの被害を心配するあまり何が重大な事があったと思い込んだり、逆に大丈夫と思いたい気持ちから被害がないと思い込んだりして話を誘導しないよう配慮が必要です。また、その面接の過程も含めて再確認できるように録画記録することも、今後ますます大切になってくるのではないのでしょうか。



児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修

静岡研修

静岡西部児童相談所 高野 まゆみ

研修後の業務における変化



被害確認面接研修受講中は、今までの面接との違いに戸惑い、「実際の出来事」「誘導せずに聞き取る」ことの難しさを感じました。

研修後もその難しさは変わらず、基礎もできていないうちに、応用編を任されているような難しさ、苦しさを持っています。

私たちの児童相談所は、ハード面においても、また人的な面においても研修並みの機材、スタッフを用意することができません。そのため、自分の面接の振り返りができにくい状況にあり、この面接でよかったのだろうか、重要なことを聞き漏らしているのではないだろうか、という恐れや反省をいつも持っています。

また、児童相談所に来る前に、すでに大人から多くの質問を受けている子どもも少なくなく、関係者に被害確認面接技法について知ってもらう必要性も感じています。

事実を聞き取ることが難しい以上に、子ども自身が事実を語ることはとても難しいことなのではないかと思います。子どもを信じる、子どもを守る視点で、子どもの語ることを大切に扱っていきたいと思います。



面接目的は「子どもの安全確保、再被害の阻止」

8月東京研修

横浜市中心児童相談所 高岡 俊雄

この研修では「被害確認面接では、面接者から情報を出さない」ことを学んだ。しかし、面接経験のない私には疑問ばかりであった。「どのケースに面接を行うか」、「いつ行うか」、「誰が行うか」、「その後援助にどうつなげていくのか」。このことは、常に考えなければならない問題であった。



性的虐待への対応の目的は、「子どもの安全確保、再被害の阻止」である。処遇の大きな流れの一部に被害確認面接がある。性的虐待は、身体的虐待のような外傷が認められない場合が多く、子どもの開示、証言内容が重要な意味をもっている。誘導、暗示、教唆、報酬提示などを排

除した面接が法的、客観的に立証性のある証言となる。加害者逮捕や起訴を目指す事件捜査につながる点もあるが、面接は真実を暴くことではないことには注意しなければならない。捜査とは重なる部分と重ならない部分がある。調査目的が異なるため、警察や司法との協力は今後の課題である。

面接は子どもへの援助のスタートである。手法や技術だけに着目せず、目的を認識し、援助につなげなければならない。組織内での対応への理解、協力が不可欠である。



被害確認面接研修を受けてみた

青森県中央児童相談所 浅田 英輔

東北研修



と感じています。

研修を終えると早速性被害疑いの相談がありました。私はバックスタッフで入ったのですが、実際のケースから受ける辛さは大きく、共感などを使わないことは、面接者にもつらいことであると感じました。

研修後、「伝達研修会」を実施し、参加者にオープン質問の練習をやらせてもらいましたが、人の面接をみると「そこはこう反応するのがいい」と気づけることも多くありました。また、伝達研修の中で「司法面接は児相でどういう位置づけになるのか、面接内容を証拠として裁判に出すと決めたのか」との質問もありました。今児相は虐待問題を受けて、危険な場面に立ち入っていくことや、裁判の材料となることを見越した面接など様々なことを求められています。それらをすべて引き受けてしまっているのかといったことも考えさせられました。



ソルトレイク郡子ども司法センター「司法面接トレーニング研修」／籠沢敏江先生講演会

NICHD 研修

2010年9月28日-30日
ソルトレイク郡子ども司法センター「司法面接トレーニング研修」

9月28日－30日にソルトレイク郡子ども司法センター（Salt Lake County Children's Justice Center；CJC）による、ソルトレイク・モデル司法面接法研修（Salt Lake Model: Forensic Interview Training）を北海道大学にて行いました。

ソルトレイク郡のCJCより、ヘザー・スチュアートさん（研修マネージャー）と、トラビス・リーズさん（刑事）を講師としてお招きし、NICHDガイドラインに基づいた24時間の司法面接法のトレーニングが3日間にわたり行われました。研修には、研究者（9名）、警察関係者（3名）、心理カウンセラー（2名）の14名が参加しました。参加者のうち、3名は韓国より参加されました。

今回の研修は、これまでの研修とは異なり、司法面接のトレーナー、スーパーバイザーはどうあるべきなのかという事について多く学べる機会であったように感じます。

研修ではまず、実際の面接ビデオを見て、面接の「よいところ」、「悪いところ」を研修者が書き出す、プレテストから始まりました。ヘザーさんの話によると、面接を見せて、どこが良いか悪いかを議論させることで、研修者の面接に関する知識のレベルを知ることができるそうです。

よい面接を行うためには、面接のトレーニングも重要ですが、フィードバックを受ける、行うことが最も重要だそうです。しかし、面接を録画しない場合はフィードバックができません。面接を録画するのは、子どもの報告を正確に記録することに加え、面接官自身が自分の面接を見なおすためにもとても重要な事なのだと改めて感じました。

いくら司法面接の知識を持っても、みんな間違いは犯してしまいます。例えば、面接の中で、被疑者の名前を面接官から提示してしまったということが起こるとします。しかし、もしこの面接官に後で、「被疑者の名前を持ち出してもいいと思うか？」と聞いたら、おそらく「ノー」と答えたはずです。解ってはいる、でも、

実際にはやってしまう。その点も理解し、ただダメな個所を指摘するだけではなく、何がよくなったのかという事について考える機会を与えるようなフィードバックを行うことが重要とのことでした。

全体を通して、スーパーバイザーと面接を行う面接官の人々との関係性について考えさせられる部分がありました。今回、講師として来られたトラビスさんも普段はヘザーさんのスーパーバイズを受けるそうです。トラビスさんの話によると、ヘザーさんとトラビスさんは普段はとても仲良しですが、面接のスーパーバイズにおいては、ヘザーさんはよくない部分ははっきりと「よくない」と言うそうです。トラビスさんも時には、言い訳したくなることもあるそうですが、そんなときでも、ヘザーさんはやはり「よくない」というそうです。悪い部分も正直に指摘してくれるヘザーさんだからこそ信頼できるとお話ししてくださいました。

よくないと思う面接に出くわした時、時にはその面接官が疲れている、忙しい、大変だという事をヘザーさんも理解しているそうです。そんな時、なかなか「ここがダメだった」と厳しいコメントを行うのは難しいです。ですが、子ども（被面接者）にとっては1回きりの面接です。だからこそ、言い訳は聞けないし、やはりどれだけ仲良く仕事をしている仲間同士でも、厳しい事を言わなければいけない時があるというお話でした。また、よくないと自分が思っている面接を遠慮して「よい」と言ってしまうと、スーパーバイザーとしての自分の専門性が疑われる。だから、やはり、言わなければならないことは言うのだという話がありました。そして、それを続けていくと、みんな厳しいコメントの本質を理解してくれるようになり、それがチームとして大切な信頼関係になるのだというお話が印象的でした。

北海道大学 司法面接支援室 上宮 愛



籠沢敏江先生講演会

2010年12月22日
米国における青少年更生治療施設の現状

籠沢敏江先生は、インディアナ州マンシー市にある青少年更生治療施設（Youth Opportunity Center (YOC)）に勤務されているカウンセラーである。日本の小学校で10年以上教員として勤務したご経験があり、米国インディアナ大学カウンセリング科修士課程で修士号を取得された。少年刑務所でのインターンシップを経てYOCで2000年より青少年の性犯罪と性被害者に対するカウンセリング業務に従事しておられる。

YOCは1992年に私立の青少年更生治療施設として創立された。広大な敷地は30ヘクタールにも及ぶ。収容者の対象年齢は、6歳から18歳、収容は219床であり、従業員は380人で米国の中でも大規模な私立更生施設である。資金は基本的に寄付金でまかなわれているが、MBA（経営学修士）を取得したスタッフが安定した経営状態を保持する為に従事しているとの事である。

籠沢先生は、2005年から昨年まで主に性犯罪を犯した青少年を担当し、現在は同施設の外来カウンセリングセンターと少年拘留所を担当。扱う事例は性犯罪の他に一般的な精神障害、人格障害、家族問題、麻薬常習、犯罪行動、性虐待被害者、と多岐に渡っている。カウンセリングの他に、青少年の親を対象とした両親学級や少年拘留所スタッフを対象に、自殺の危険の判断とその対応の講師としても従事されている。

講演会では、更生治療施設で行われている性犯罪者への更生プログラムと性犯罪の被害者への治療プログラム両方を紹介。性犯

罪の定義から日米犯罪比較、性犯罪のサイクルなど学術的なものから更生治療施設で行われている性犯罪者への更生プログラムなど実質的な内容にわたってお話され、仕事経験に基づいたケーススタディも加わって情報満載であった。紹介された話の中に、性被害者に対する態度で大切な事の1つのポイントがある。「治療者はニュートラルな態度で接する事」が重要だそうです。これは、一般的に性犯罪は加害者が優しい態度で加害に及ぶことから、カウンセラーが性被害者に優しい態度で接する事によって引き起こされる警戒を避けるためだという。極めて論理的ではあるが、このように日本ではあまり一般的でない知識も紹介され、講演中参加された実務家や研究者の方々は大変熱心に聴き入っておられた。

お話の後に更生施設の内部とフレンドリーなスタッフの面々、四季折々の美しい自然に囲まれた広大な建物など数々の写真がスライドで紹介され、会場からはため息も。講演会後はリラックスした雰囲気の中活発に質疑応答が行われ、盛会のもとに終了した。ただし、1時間30分という限られた時間の中でYOCで行われているプログラムの詳細をご説明いただくのは難しく、両親学級プログラムの話を含めて次の機会が期待されている。

北海道大学 司法面接支援室 栗田 聡子



司法面接定例研究会 加藤先生講演会

2010年9月5日

加藤先生講演会

司法面接定例研究会 加藤先生講演会

2010年9月5日に阪南病院（大阪）の加藤治子先生をお招きし、本プロジェクト主催の講演会を行いました。講演会後つづけて、北海道女性医師会主催の研修会において勤医協札幌病院（札幌）の長島香先生のお話を伺いました。

性暴力救援センター…：大阪における性虐待被害例の検討…加藤治子先生

加藤治子先生は、阪南中央病院で35年間勤務しておられる産婦人科医である。16年前、山本恒雄氏（現在、日本子ども家庭総合研究所、当時は大阪府児童相談所）と出会い、これを契機に、児童相談所が保護した虐待が疑われる子どもの診察を行うようになった。現在では大阪近辺の10カ所の児童相談所（大阪府では子ども家庭センター：コカセンという）からの照会を受けている。2010年4月以降は、阪南中央病院内に「性暴力救援センター・大阪」（頭文字を取ってSACHICO）を設立したので、ここを窓口にしている。

性暴力にはDV（ドメスティック・バイオレンス）、子どもへの性虐待、強姦・強制わいせつなどがある。いずれも被害者の心とからだを深く傷つけ、人間としての尊厳を脅かす人権問題である。被害者の多くは女性であり、その救援に向け、産婦人科医療の果たすべき役割は大きい。

阪南中央病院でDV被害者と認識する事例は、年間20例前後ある。性暴力被害者は年間5～10件程、そして、性虐待被害がある。性虐待のケースはコカセンからの紹介で来ることが殆どである。

性暴力被害者に対し医療にできることとしては、①初期対応（72時間以内であれば緊急避妊できる。性感染症を防ぎ、傷の手当をし、証拠保全を行う）、②訴えるかどうか等、被害者の自己決定を支援する、③「あなたは悪くない」ということを伝え、自尊心、ボディイメージの低下を防ぐ、などがある。

SACHICOは24時間機能するホットラインであり、支援員が常駐している。医師は女性医師5人が昼夜のシフトを組んで待機している。警察につなぎ、必要であれば、カウンセラー、ケースワーカー、臨床心理士等も紹介する。23人の弁護士（男性1人）が2人ずつシフトで対応できるようにしており、大阪産婦人科医会、

ウィメンズセンター大阪、法律事務所、その他の機関・団体・個人でネットワークを構築している。資金はすべて寄付金でまかなわれている。

性虐待の被害が疑われてここに来る子どもは5年で約120件、年齢は1～17歳である。加害したとされる人は9～65歳の118人。女性も5人いた。義父・実父が65%。実兄、義兄が40%であり、被害が9、10年続いていた例もある。また、自分から開示するのは65%であり、たまたま発覚したという事例も多い。性被害は自傷行為、摂食障害、不眠、腹痛、排尿痛、性感染症、妊娠など、深刻な問題をもたらす。

問診に続いて、婦人科的な診察（性感染症、妊娠、外傷などについて、一つ一つ説明しながら実施）を行い、診察所見を詳細に、具体的に記録する。中絶手術をした場合は、DNA鑑定のための検体を保存し、必要に応じて診断書も提出する。SACHICOでは、被害児への精神的ケア（「よくお話できてよかった」）も行うが、診察室での質問が「誘導」にならないように医者も気をつけなければならないと感じている。なお、面談室にはビデオカメラが設置されており、コカセンの職員が司法面接を行うことも可能であるがまだ実現していない。

性暴力被害に対しては、支援員が24時間対応している。強姦などの場合は警察に通報という選択肢もあるが、当事者の選択と自己決定を前提としている。毎月1回事例検討会を開催し事例をふりかえり、スーパーバイザーによるアドバイスを受け、スタッフの資質の向上に努めている。

（報告：仲）



相談支援の実際とネットワークのあり方 長島 香先生

長島香先生は、勤医協札幌病院に勤務される産婦人科医である。この病院は歴史的に困窮度の高い地域に設立され、お腹をすかせている人におにぎりを提供するところから始まった。生活・医療保護を受けている人も多く訪れ、本人の分娩負担のない入院助産制度や、無料・低額診療制度の使用も可能である。このようななかで、様々な患者さんと出会ってきた。

10代の妊娠事例も多く、長島先生が分析された24事例では、パートナーのある人12、ない人12、アルコール摂取・喫煙のある人15、ない人6であり、十分な支援のない状態で未成年が出産を強いられるケースが多いことが判明した。性感染症の割合も高かった。なお、この調査では、妊娠したことに関する気持ちを尋ねたが、「嬉しかった」という反応もあるものの（9例）、「別に」（10）、「困った」（2）といった反応も多くみられ、問題の困難さを感じる。

10代で妊娠し、出産。パートナーのサポートもなく、精神的に苦しむが、時を経ずして再び妊娠し、来院する女性。家族による加害が判明するが本人は語らない……。こういった多くの事例が頭をよぎる。安全でない性行動を繰り返す人には、キーとな

る人物がいないケースが多い。そのなかで、弱者である子どもが妊娠、別離、貧困というサイクルに陥っていくことを、私たちは理解しなければならない。

また、10代とは限らないが、DV（ドメスティックバイオレンス）の事例も多い。医療者は「被害者を守らなければ」と正義心を熱くしつつも、「暴力を振るうような人と、なぜ離れないのか」と理解に困難を感じることもある。加えて、DV被害者のなかには、状態が良くなると加害者の元に戻ってしまう人も多く、無力感に襲われることも多い。個人の力ではサポートは無理だと感じている。

病院は緊急シェルターの役割を果たさなければならない。そこでは、手当をし、食事を提供し、被害者を加害者から守り、役所とコンタクトをとり、退院するまで見届ける。このなかで「性犯罪フリーダイアル」（女性の刑事さんが相談）や道立女性相談センターなどの役割は大きい。ただ、機関によっては相談できる時間帯が制限され、がっかりすることもある。道、市、区、どこにいても緊急事態においては児童相談所に結びつくような手立て、あるいはアクセスを振り分けてくれるような機関が必要である。

（報告：仲）



カレンダー

日付	内容
9 月 5 日	『司法面接と性虐待被害例の検討』講演会 加藤治子先生 (阪南中央病院産婦人科医師)
9 月 20 日 ～ 22 日	日本心理学会第 74 回大会 (大阪大学)
9 月 24 日	日本弁護士連合会法務研究会 シンポジウム「被疑者取調べと可視化テクノロジー」
9 月 28 日 ～ 30 日	Forensic Interview Training (NICHHD 研修; Salt Lake County Children's Justice Center, 於: 北海道大学)
10 月 1 日	第 7 回 司法面接研究会 (道児相・札幌児相)
10 月 4 日 ～ 5 日	司法面接研修 第 1 クール 1 回目 (道児相・札幌児相)
10 月 10 日 ～ 11 日	JST「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域合宿
10 月 12 日	川崎市子ども家庭センター研修
10 月 15 日	「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」フォローアップ研修: 奈良 (「岡山県、奈良県、堺市」対象) (日本子ども家庭総合研究所と共同)
10 月 16 日 ～ 17 日	法と心理学会第 11 回大会 (立命館大学)
10 月 18 日	「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」フォローアップ研修: 東京 (「茨城県、千葉県、新潟市、横須賀市」対象) (日本子ども家庭総合研究所と共同)
10 月 19 日	「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」フォローアップ研修: 東京 (「栃木県、埼玉県、さいたま市、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、長野県」対象) (日本子ども家庭総合研究所と共同)
10 月 20 日	「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」フォローアップ研修: 静岡 (「静岡県、静岡市、浜松市」対象) (日本子ども家庭総合研究所と共同)
11 月 8 日 ～ 9 日	司法面接研修 第 1 クール 2 回目 (道児相・札幌児相)
11 月 14 日	性教育研究会 (東京)
11 月 27 日 ～ 28 日	日本子ども虐待防止学会第 16 回学術集会 (熊本)
12 月 11 日	東京司法面接研究会
12 月 13 日 ～ 14 日	司法面接研修 第 2 クール 1 回目 (道児相・札幌児相)
12 月 22 日	「米国における青少年更生治療施設の現状」講演会 籠沢敏江さん
1 月 18 日 ～ 20 日	児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修: 岩手 (日本子ども家庭総合研究所と共同)
1 月 28 日	第 9 回 司法面接研究会 (道児相・札幌児相)
1 月 31 日 ～ 2 月 1 日	司法面接研修 第 2 クール 2 回目 (道児相・札幌児相)
2 月 13 日	JST 第 4 回「犯罪からの子どもの安全」シンポジウム「虐待かも・・・」小さなサインを, 大きな支援へ
2 月 14 日	司法面接システム研究会 (日弁連)
2 月 19 日	ピア・スーパーヴィジョン (PSV) の会 (東京司法面接研究会が合流)
2 月 20 日	「十代の性の健康」支援ネットワーク ゆいネット公開シンポジウム (日本女医会)
2 月 25 日	第 11 回 司法面接研究会
2 月 26 日 ～ 27 日	札幌家庭裁判所 司法面接研修
3 月 18 日	JST「犯罪からの子どもの安全」プロジェクト中間評価ヒアリング
3 月 25 日 ～ 27 日	日本発達心理学会第 22 回大会 (東京学芸大学)
9 月～ 2 月	9 月から 2 月の間に, 司法面接を実際の事例に対して 2 回実施しました。また, 外部で実施された司法面接に対して, 2 回バックスタッフとして支援しました。

募集中

お子様 研究協力者 募集

「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクトでは、幼児から高校生まで、お子様の研究協力者を募っております。2010 年度より、ご協力いただけるお子様にはご登録いただけるようになりました。2011 年度も登録者を募集しております登録についての詳細はプロジェクト HP をご覧ください。登録用紙も HP からダウンロードできます。

<http://child.let.hokudai.ac.jp/doc/?r=89>

受付中

司法面接に関するご相談

「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクトでは、司法面接の研修や実施に関わるご相談を受け付けています。

募集中

大学院生 募集

北海道大学大学院文学研究科・仲研究室では子どもの記憶、コミュニケーション、認知発達、司法面接等に関する研究を目指す大学院生（修士、博士）の受験をお待ちしています。専門職にある方の社会人入学も歓迎です。大学院受験については北大文学研究科の HP をご覧ください。

<http://www.hokudai.ac.jp/letters/>

「司法面接法の開発と訓練」プロジェクト事務局
(司法面接支援室)

060-0810 札幌市北区北 10 条西 7 丁目
北海道大学 大学院 文学研究科 内
電話 / FAX : 011-706-2306
child@let.hokudai.ac.jp
<http://child.let.hokudai.ac.jp/>

プロジェクト代表
北海道大学大学院文学研究科 心理システム科学講座
教授 仲真紀子
mnaka@let.hokudai.ac.jp